

- ・「一般財団法人」「公益財団法人」「医療法人」
- ・タックスヘイブンのバックには、イギリスがいる
- ・離婚した時に支払われる慰謝料や、子供の養育費には、相続税、贈与税がかかりません。
- ・日本の金持ちは、先進国の中で実質税負担率が異常に低い（名目の富裕層の税率は、日本は高い）
- ・ちょっとした金持ち程度（資産2～3億円くらい）では、普通の節税策を施せば、相続税はかかってこない
- ・格差社会が生じている最大の要因は、相続税が機能していない

◆第1章なぜ金持ちは「金」を買うのか？

で、「不正」というのは、どういうことを指すかということ、隠し立てしたり偽装したりすることです。

税法の解釈を間違ったような場合や、うっかりミスというのは、「不正」とはみなされません。追徴課税はありますが、重加算税を課せられたり、起訴されたりすることはないのです。

「隠し立て」や「偽装」など、明らかな不正があった場合に、脱税となるのです。

◆第2章 なぜ金持ちは高層階に住むのか？

もともと遺産を「家」で残すことは、実は非常に相続税の上では有利になっています。

財産をお金や預貯金で残せば、そのままの金額が相続税の対象となります。

たとえば、1億円を預金で残せば、1億円まるまるが相続税対象額となるのです。

しかし、「家」の場合は、そうではありません。

というのも、家の場合の遺産としての評価額は、土地の部分はたいていは路線価を基準に、建物部分は、固定資産税評価額を基準に決められます。

・・・

路線価にしる、固定資産税評価額にしる、たいがいの場合、市場価格よりも若干低めに設定されています。

「タワーマンション節税」

・・・

相続税の対象となる土地の評価額は、国税庁が発表する路線価が基準となります。そして**路線価は、一つのマンションでは一つの価格しかつかない**ことになっています。高層階のマンションと低層階のマンションは、価格は全然違うのに、広さが同じであれば、相続税の土地評価額は同じになります。

5000万円で購入した低層階の部屋も、2億円で購入した高層階の部屋も、相続税の評価額は同じであり、安い方の5000万円となります。だから高層階のマンションを買えば、相続税が少なくて済むので節税になる、ということです。

・・・

つまり、最高裁の判例においても、このタワーマンション節税は認められなかったのです。このA氏の場合は、マンションの所有期間が非常に短いなど、明らかに節税目的の意図が見えた、という点もあります。そのため、不利な判決が出たとも言えます。

つまり、現在のところは、「明らかに節税の意図がある場合」には、否認されるということです。具体的に言えば、マンションの所有期間が非常に短いなどです。

マンション、アパート経営での節税は、大きく二つのポイントがあります。

一つは、**マンション、アパート経営のための土地は、相続税の評価額が一般の土地よりも50%も減額される**、ということです。

これは、先に触れた小規模宅地等の特例の中の、「200m²以下の賃貸不動産用の土地を持っていた場合は、相続税の評価額が50%でいい」という制度です。

・・・

そして、マンション、アパート経営にはもう一つうまみがあります。

それは、ローンを組んでアパートなどを購入すれば、その分、相続税の対象となる資産が減額される、ということです。

相続税は、資産から負債を差し引いた残額に対してかかってきます。だから、マンションやアパートの建物をローンを組んで購入すれば、ローン分が相続税対象資産から差し引かれるのです。

・・・

ただし、この節税には落とし穴もあります。

マンション、アパート経営というのは、うまくいかなかった場合、資産はどんどん目減りしていくということです。

10億円の土地に3億円の建物を建てても、人が誰も住んでくれなかったりすれば、固定資産税だけでもバカになりません。

◆第3章 なぜ上場企業の創業者は「財団」をつくるのか？

そして、財団法人には2種類あります。

一つは、公益性のある事業を行う「公益財団法人」。

もう一つは、「一般財団法人」です。この「一般財団法人」というのは、剰余金の分配を目的としない財団のことです。その法人が行う事業には、必ずしも公益性は求められていません。

つまりは、公益性がなくても、財団法人をつくることのできるのです。

財団の活動は、その構成員の協議で決められる、というタテマエがあります。でも財団の構成員は、創設者の息がかかった人しかいません。

第三者を入れなくてはならないという法律もなければ、財産の運用をチェックする外部機関もないのです。だから実質的に財団の活動は、財団をつくった人の思いのままになるのです。

また財団の役員や職員には、財団の資産から給料が払われます。だから身内を財団の役員、職員にしておけば、合法的に財産を身内に移転することができるのです。

そして、「公益財団法人」というのは、「一般財団法人」よりも、さらに強力な節税アイテムなのです。

公益財団法人というのは、地域振興、人材育成、芸術発展、技術開発などの公益事業を行う団体のことです。簡単に言えば、特定の財産を社会のために役立てるように管理する団体のことです。

この公益財団法人は、相続税の節税になるばかりではなく、固定資産税の節税にもなります。というより、原則として、固定資産税の税金はかかりません。

たとえば、公益財団法人をつくって、博物館などを建てたとします。この博物館の土地、建物には、固定資産税は一切かからないのです。また公益財団法人関係の他の建物にも、固定資産税はかかりません。だから適当な名目をつくって、理事の家族が居住する建物をつくって、個人的に使用していたとしても、事実上、咎められることはないのです。

だから博物館という名目で大豪邸をつくって、そこで生活するというようなことも可能なのです。その「博物館」は、公益財団法人の持ち物であり、誰か個人の所有にはできないことになっています。公益財団法人は、解散するときも、資産を分配することはできないことになっています。が、財団法人の理事を世襲して、理事の親族が代々管理することにすれば、理事の親族が事実上、所有することができるのです。

医療法人というのは、タテマエの上では「公のもの」という性質を持っています。しかし、実際には、その医療法人をつくった開業医が実質的に支配していますし、外部の人間が容易に立ち入ることはできません。

つまり、医療法人というのは、事実上、設立した医者自身が経営しているのです。

にもかかわらず、医療法人は相続税がかからないのです。

というのも、医療法人が持っている病院や医療機器というのは、あくまで医療法人の所有というタテマエがあります。実質的には、創業者である医者の所有物なのですが、名目的には医療法人の持ち物なのです。

だから、実質上の経営者の医者が死んで、息子が跡をついだとしても、それは単に医療法人の中の役員が交代しただけというタテマエになるのです。名目上は、息子は父親の資産を何一つ受け取っていない、ということです。実質的には、息子は父親の財産をすべて譲り受けているにもかかわらず、です。

村上ファンドやライブドアが世間を騒がせたときに、この「投資組合」という言葉がよく出てきましたので、聞き覚えのある方もいると思います。

なぜ、村上ファンドやライブドアが投資組合をつくっていたのかというと、投資組合は非常に税金が安いのです。というより、投資組合自体にはまったく税金がかからないのです。

なぜなら投資組合は、会社ではなく「組合」だからです。

民法上の組合は、いくら収益をあげても税金はかかってこないのです。収益は組合員に還元されて、税金は組合員が払うというタテマエなので、投資組合自体は税金を払わなくていいのです。

そうすると、どういうことが起きるかということ、投資組合は投資で儲ければそのお金をそのまま再投資に使うことができるのです。

・・・

実は投資組合というのは、もともと中小企業など資金調達が難しい企業が、資金を調達しやすくするために設けられた制度なのです。

上場していない会社、中小企業というのは、資金を調達する場所が非常に限られています。

その不便を解消するために、1998年に投資事業有限責任組合法という法律が作られ、一般の人も「投資組合」を使えば、簡単に中小企業に投資できるようになったのです。

ところが、2004年4月に投資事業有限責任組合法は改正されました。小泉純一郎内閣が行った株式市場至上主義に基づく経済政策です。

この改正で、中小企業だけではなく、上場された大企業にも投資できるようになったのです。

中小企業の資金確保という当初の目的は全く崩れ、マネーゲームを後押しするシステムになったのです。

◆第5章プライベートカンパニーとは何か？

実は、個人事業者と会社の違いは何かということ、法人登記しているかどうかだけなのです。

同じような事業を営んでいても法人登記をしていれば、会社ということになり、法人登記をしていなければ個人事業者ということになります。従業員が一人しかいない小さな事業所であっても、法人登記をしていれば、「会社」ということになり、従業員を何百人も抱えている事業所であっても、法人登記をしていなければ個人事業者ということなのです。

そして法人登記をしているかいないか、ということだけで、法律上の取り扱いは大きく変わります。

たとえば、税法では法人登記をしていれば「法人税法」の対象となり、法人登記をしていなければ「所得税法」の対象となるのです。法人税と所得税では、税金の計算の仕方がまったく違います。会計のやり方から違ってくるのです。

まず資本金が1億円を超える大企業には交際費は認められていません（つまり接待交際費というのは中小企業だけの特権なのです）。

で、会社の資産価値を測る場合、「資産－負債＝資産価値」ということになります。

当然のことですが、会社に負債があればその分を差し引くことができるのです。

ところで、プライベート・カンパニーの多くは、帳簿上は赤字になっています。

前述しましたように、福利厚生費などでガンガン経費を積み上げることができますので、帳簿上の会社の経営状態は、赤字になってしまうのです（が、実際には、経営者が会社の経費を使っているだけなので、本当に経営が思わしくないということではありません）。

日本の会社の9割は、経営者とその親族で運営されている個人会社です。そして、日本の会社の7割以上は、赤字なのです。なぜ赤字になっているのか、というと、前述したようなスキームで、会社の経費を積み上げているからです。つまりは、わざと赤字になっているわけです。

なぜわざと赤字にしているかということ、法人税や法人事業税を払いたくないためです。

そして、会社が赤字になると、帳簿上は負債が溜まっていきます。

となると、会社の資産価値は大幅に減少します。

だから、相続する際には、会社は負債が溜まっていて、資産価値がほとんどない、ということもあるのです。

そして、**資産価値がほとんどない場合は、株式を相続しても、相続税はほとんど発生しません。**

◆第6章 タックスヘイブンのヤバイ真実

たとえば、シンガポールと香港を例にとってみましょう。

シンガポールでは、キャピタルゲイン（投資による収入）には課税されていません。

つまり株式や不動産投資でいくら儲けても、税金は一切かからないのです。その上、所得税率は最高でも20%、法人税率は18%と、日本に比べれば非常に低いのです。

だからヘッジファンドのマネージャーなどがシンガポールに住んでいるケースも非常に多いのです。

シンガポールは国策として、海外の富豪や投資家などを誘致しようとしています。彼らがたくさん稼いで、多額の金を落としてくれれば潤うからです。

そのためさまざまな便宜をはかっています。

ちなみに、この国では**贈与税や相続税もありません。**

タックスヘイブンというのは、「富裕層や大企業が南太平洋の小国を利用して税金を逃れている」という、ただそれだけの話ではないのです。

実は、**タックスヘイブンの中心には、あの**大英帝国の存在がある**のです。**

タックスヘイブンの代表格であるケイマン諸島、ヴァージン諸島というのは、イギリスの海外領です。

また香港、シンガポールなど、タックスヘイブンにはイギリスの旧植民地が多いのです。

これらの国々は、今でもイギリスと深い関係があります。

つまりは、**タックスヘイブンのバックには、イギリスがいる**のです。

なぜイギリスが、タックスヘイブンをつくったのか、これをざっくり言うと、「世界中の富をイギリスの海外領などに集めることで、イギリスの国際的な存在を高めようとした」のです。

・・・

国際金融センターとしての地位は、未だにロンドンのシティが握っているのです。

それはイギリスがタックスヘイブンの総元締めだからです。

・・・

つまりはタックスヘイブンが集めた金の大半は、イギリスが取り扱っているのです。

・・・

そのイギリスが、金融の国際取引において、最大のシェアを持っているのです。イギリスは、産業力ではアメリカや日本などには勝てないので、金融力で世界を制覇しようとしてきたのです。

その結果、タックスヘイブンという怪物ができてしまったのです。

そして、イギリス系のタックスヘイブンを真似て、他の国々もタックスヘイブンをつくる

ようになりました。

アメリカも、タックスヘイブンと同様な地域をつくっています。デラウェア州、ネバダ州などでは、銀行秘密法に似た法律がつけられ、南米の有力者や富裕層のマネーロンダリングの最重要地点となってしまっているのです。

◆第7章 金持ちの相続は裏ワザがいっぱい！

筆者は国税調査官

相続税、贈与税の裏ワザには、「偽装離婚」という方法もあります。

離婚した時に支払われる慰謝料や、子供の養育費には、相続税、贈与税がかかりません。

離婚した時に、自分の資産を全部、妻にやっ
てしまえば、どんなに莫大な資産であったと
しても、相続税、贈与税はかからないのです。

●図表7

個人から個人への贈与 ⇒	あげた方には税金はかからず、もらった方に贈与税がかかる
個人から会社への贈与 ⇒	あげた方には税金はかからず、会社には法人税（事業税等含む）がかかる
会社から個人への贈与 (個人が会社と関係がある場合) ⇒	あげた方には税金はかからないが、もらった方は給与所得として所得税がかかる。ただし、個人が役員などの場合には、会社にも税金がかかる
会社から個人への贈与 (個人が会社と無関係の場合) ⇒	あげた方には法人税（事業税等含む）がかかり、もらった方には一時所得として所得税がかかる
会社から会社への贈与 ⇒	あげた方にも、もらった方にも法人税（事業税等含む）がかかる

また何より、農地を宅地に変えてしまえば、その時点で相続税が発生してしまいます。20年、農業を続けた後ならばいいですが、そうでなければ、莫大な相続税を払うハメになります。

しかし、ある裏ワザを使えば、農地を簡単に宅地にすることができるのです。それは、分家した子供などの家を建てるということにすればいいのです。それを申請すれば、けっこう簡単に許可が出るのです。もちろん、相続税は発生しません。

そして、一旦、宅地にしてしまえば、それは、もう農地としての縛りはなくなるのです。

だから、一旦、分家の家を建てるということにして、**農地を宅地に換え、その後に、マンションやアパートなどを建てるという「裏ワザ」**がかなり使われているのです。

そういう地主さんたちは、莫大な相続税を一銭も払わずに、都心の一等地に、マンションやアパートを何棟も持っているケースがあるのです。

消費税というのは、収入のうち消費に回す割合が多い人ほど、税負担率が高い「逆進税」です。つまり、収入の多くを預金や投資に回すような富裕層には税負担が低いのです。

◆第8章 税務当局の対応

実は日本の金持ちは、先進国の中で実質税負担率が異常に低いのです。

いや、名目の富裕層の税率は、日本は高いのです。日本の所得税の最高税率は40%、相続税の最高税率は55%なので、先進国の中ではもっとも高いと言えます。しかし、日本の税金には、さまざまな抜け穴があるため、実際の税率よりもかなり低いもので済むようになって

いるのです。

わかりやすい例を示しましょう。

先進主要国の国民所得に対する個人所得税負担率は、日本は断トツで低いのです。アメリカ 12・2%、イギリス 13・5%、ドイツ 12・6%、フランス 10・2%に対して、日本はわずか 7・2%です。

個人所得税というのは、先進国ではその大半を高額所得者が負担しているものです。国民全体の所得税負担率が低いということは、すなわち「高額所得者の負担が低い」ということを表しているのです。

そして信じられないかもしれませんが、日本の金持ちはアメリカの金持ちの半分以上しか税金を払っていないのです。

そもそも、ちょっとした金持ち程度（資産 2～3 億円くらい）では、普通の節税策を施せば、相続税はかかってきません。

・・・

たとえば、2 億円の遺産を残して、お父さんが亡くなったとします。法定相続人は、妻と子供 2 人の合計 3 人です。

法定相続人が 3 人ということは、基礎控除が 4800 万円なので、残りの 1 億 5200 万円が相続税の対象になります。

でも、この 1 億 5200 万円にそのまま税率がかけられるわけではないのです。

1 億 5200 万円を 3 人で均等に分けたとすれば、一人あたり 5000 万円ちょっとです。

だから、もらった側からすれば、5000 万円に対して、相続税がかかってくるのです。

相続税は、もらった金額が多いほど税率が上がっていく「累進課税」になっています。

相続対象額が 5000 万円の場合、税率は 20%で控除額が 200 万円あるので、相続税は 800 万円です。また妻には、相続税はかかりません。だから、子供 2 人が 800 万円ずつ相続税を払うことになります。

つまりは、2 億円の遺産を相続して、相続税は 1 600 万円です。税率にしてわずか 8%です。“貧乏人” が年間に払う国民健康保険よりはるかに安い率なのです。

図表 8 相続税の正当な節税策の主なもの

節税策	内容	効果
贈与税の基礎控除を使う	親族や知人などに、贈与税の基礎控除110万円枠を使って生前に贈与する	多くの人への贈与を長期間続ければ、億単位の金を無税で移転できる
配偶者の特別控除を使う	被相続人の妻（もしくは夫）に1億6000万円もしくは、遺産の半分を相続させる	妻（もしくは夫）には相続税はかからない
宅地の特別措置を使う	遺産を現金ではなく家で残す	同居していた家族であれば、宅地の遺産評価額の80%免除される
孫の教育資金免除規定を使う	自分の資産を孫の教育資金として贈与する	1500万円までは無税で贈与できる

そもそも、国税職員で英語を話せる者は非常に少ないのです。

筆者が国税に在籍していた当時（十数年前）、英語を話せる職員はほとんどいませんでした。日常的に話せるレベルではなくても、片言でも通じるレベルの者さえほとんどいなかったのです。

もし少しでも話せる人は、国際取引の部署に回されていました。国際取引のチームにいる人でも、ようやく片言で英語が話せるという程度だと言えます。

最近、国税の後輩に聞いてみましたが、実情はほとんど変わっていないようです。

英語を話せる職員さえ満足にいないのだから、中国語、フランス語、ドイツ語などは全くお手上げだと言えます。

このままでは、日本の税収はほとんどタックスヘイブンに持っていかれることになるかもしれません。

◆あとなぎ

格差社会が生じている最大の要因は、相続税が機能していないということだといえます。

相続資産のわずか2%しか税金として徴収できていません。となると、金持ちの資産はそのまま親族に引き継がれるため、格差はなくなるのです。

本書で紹介してきた金持ちの節税策の多くも、相続税対策のものでした。

なぜ金持ちが相続税を逃れようとするかという、相続税は一度に巨額の税金を払わなければならないからだと思われま。

「莫大な遺産を相続しているのだから、たくさん税金を払ってもいいじゃないか」

と我々庶民は思います。が、金持ちから見れば、「自分がもらえるはずだった金を国から横取りされる」ということになるようです。